第七章 植民地(三)

第二部 新植民地繁栄の要因 (二)

ある。 米を除く穀物と塩蔵食料の英本国への輸入が禁じられてきたのは、アメリカの利益を思 61 しまっただろう。実際、これらの重要な品目が列挙から外され、さらに平時の法律では かも出荷先をイギリス本国の市場に限っていたなら、本国の産業の生産と強く競合して やったためというより、こうした干渉への警戒(嫉視) もしアメリカの余った産物 (穀物全般 ・塩蔵食料・魚) をすべて列挙品目 によるものと見るのが自 に入れ、

岬 列挙品目に加えられたが、その後に外され、ただし欧州市場については、 レ よって、 岬より南の地域は製造業が発達した国々ではなく、 より南の国々への出荷に限られた。さらに、ジョージ三世治世六年法 はじめは、 この地理的な制限はすべての非列挙品目にまで及ぶことになった。 非列挙品目は世界のどこへでも輸出できた。のちに、木材と米はいったん 植民地の船が本国の産業と競争す (第五二章) に フィニステレ フィニステ

るおそれのある製品を持ち帰ることへの警戒が、 比較的弱かったからである。

適度にかけ、国内産よりはやや高く、 散地)となる。 えば、 これらは大量に輸入しても本国の生産を損なわない。したがって、国内市場に限って言 プリット)・タール・ 国内需要の大半を外国に頼っている産物である。 の商品はまずヨーロッパへの入口として英国に入るため、英国が必然的にその中心(集 るうえ、 はじめとする各種の毛皮・インディゴ・ファスティックなどの染料木がこれに当たる。 は本国では生産できない (原皮・生皮)・ポタッシュおよびパールアッシュなどがそれである。これらには関税 ヒー・ココヤシ・たばこ・ピメント・ジンジャー・鯨ひげ・生糸・綿花・ビーバーを 列挙された品目は、 商人はプランテーションで安く仕入れ、 植民地と外国のあいだで有利な中継貿易を築くこともできた。しかも、これら 第二は、アメリカ特有ではないが、本国でも生産は可能でありながら、 大きく二つに分けられる。 ピッチ・ターペンタイン (少なくとも実際には生産していない)産物である。 しかし外国産よりはかなり安い水準になるよう価 本国でより大きな利幅で売ることができ ・銑鉄 造船用資材(マスト・ヤード・バウス 第一は、 ・棒鉄 アメリカに特有の産物、 · 銅鉱 ・ ハ イドやスキン 糖蜜 また ・ コ

格を調整すれば、国内産の売れ行きを損なわずに、外国産の代わりとして輸入できる。

果となった。

つつ、貿易収支を悪化させると見なされた一部の外国産品を抑えることにあっ たがって、これらを国内市場に限定する狙いは、 英国 産の妨げにならないよう配慮

マスト、 ヤード、バウスプリット、 タール、ピッチ、 ターペンタインを 「英国· 向 け に

開墾費用(改良の最大の障害)を押し上げるはずだった。 の み輸出できる」と定めた規制は、本来なら植民地の木材価格を下げ、 デンのピッチ・タール会社が、 輸出を自国 の船に限り、 ところが一七○三年、 価格も数量も自国で決 その結果とし スウェ めて、 7

スウェーデンだけでなく北方諸国への依存をできるだけ断つため、 対英価格を引き上げようとした。 これ に対 し英国は、 この露骨な重商主義策に対抗 アメリカ産 の造 船 用

資材の輸入に奨励金を設けた。 この奨励金は、 輸出先を英国に限ったことによる値 下げ

たため、 効果よりも大きく、アメリカの木材価格を引き上げた。 総合的には、 アメリカでの土地開墾を妨げるどころか、 しかも両制度が同 かえってそれを促す結 1時に実施され

一鉄と棒鉄も列挙品目に入れられたが、 アメリカからの輸入に限っては、 他 玉 か らの

制 輸 一人にかかる重い関税が免除された。 の効果を上回り、 結果としてアメリカでの溶鉱炉の建設をむしろ後押ししたのである。 この規制の 「奨励」 の側 猫は、 「列挙」による抑

溶鉱炉ほど木材(木炭)を大量に使う工業はほかになく、また、それほど森林に覆われ た土地の開墾を進めるものもない。

けではない。 かっただろう。 やすくしたものもあるが、 これらの規制の中には、 とはいえ、たとえそれが偶然の利益であっても、 立法府はおそらく、それを意図せず、十分に理解もしていな アメリカの木材価格を上げ、その結果として土地の開墾をし 実際の効果が弱まるわ

え、 ば、互いの産物のための大きな内部市場が形づくられているのである。 わらず、貿易はほとんど完全に自由である。いまでは、 英領アメリカと西インドの英領植民地のあいだでは、 それぞれが自らの産物を他の植民地に広く売ることができている。 これらの植民地は人口も富も増 列挙品目か非列挙品目 全体として見れ か に か か

製造については、 を動かして植民地での育成が進まないようにした。手段は、 はごく初歩の加 ただし、イギリスの植民地貿易に対する寛大さは、主として産物が原料のまま、 本国の商人や製造業者が自分たちの利益のために本国で確保し、 工段階にあるものを扱う市場に限られていた。 ときには高い関税を課すこ より高度で洗練された ある

ときには全面的に禁じることであった。

かぎって免除し、アメリカでの生産を後押しした。一方で、製鋼炉やスリットミルの設

イギリス本国は、銑鉄と棒鉄について、

他国の品にかかる関税をアメリカ産

ば、 ある。 どのプランテーションに少なくとも粘土精製の設備があったが、イギリス領になってか 精製でさえ、 らはこの種の設備の多くが廃され、一七七三年十月の時点では島内に二、三 ランスの砂 そして現在では、おそらく産出の十分の九以上を引き受ける本国 ンスに達する。 イト当たり六シリング四ペンスである。 !向けを除けば)ほとんど育たなかった。グレナダでも、 今日でも主要な市場である。 塊の精製糖 通例マスコバドとしての輸入が認められてい ただし、 糖植民地ではどこでも盛んだったのに対し、 事実上禁止されたも同然であった。 これほど高い関税が課された当時、 現在は税関の便宜的 (二度炊きでも一度炊きでも) したがって、当初は対外国向けの粘土精製や精製が な取 これに対し、 り扱 13 は四ポンドニシリング五と二十分の八ペ に その結果、 より、 る。 英本国は英領砂糖の 白糖 イギリスの植民地では 塊の精製糖も粉砕して持ち込 フランス領の は一ポンドーシリングーペン 砂糖 E市場向: の粘土精製や精製は)時期 唯 け の粘土 一の市場であ 残るのみで にはほとん 植 民

地

フ

たとえば、

英領プランテーション産の

マスコバド

-糖の輸す

入税は、

英ハンドレ

ッドウ

た。

置は、 であっても許さず、 どのアメリカ植民地でも固く禁じた。こうした高度な製造は自分たちで使う目的 これに当たる品はすべて、本国の商人や製造業者から買うよう求

けて生産する製造業はほとんど成り立たず、植民地の労働は、 さらに、植民地で作られた帽子・原毛・毛織物は、州と州をまたぐ水運だけでなく、 同じ州の中での自家

り、人々を本来自然に選んだはずの職業から引き離したりするものではない。 えて見送った可能性が高い。つまり、現状ではこれらの禁止は、 ゆえに、たとえ禁止がなくても、 ら らした実害は大きくはなかった。 侵すものである。もっとも、こうした禁止が不当であるにせよ、これまで植民地にもた 近隣向けに限られた小規模な家内工業の範囲に押し込められてい 馬や荷車による陸上輸送も禁じられている。この規制のため、これらを遠くの地域に向 も得になると思う用途へ向ける自由を禁じることは、人間の最も神聖な権利を明らかに とはいえ、 より高度な製造品の多くは、 自国で産する品にできるかぎりの加工を施し、資本と労働を自分たちが最 いまの発展段階では、 土地は依然として安く、その結果、賃金は高 現地で作るよりも本国から輸入したほうが安くすむ。 利益を考えてそれらの製造をあ 産業の息の根を止めた むしろ、 だか

第七章

本国 ただの不要な従属のしるしにすぎない。 .の商人や製造業者の根拠のない嫉妬によって、 だが、 より進んだ段階に達すれば、 十分な理由もなく押しつけられた、 それは実際

に圧迫的となり、とても耐えがたいものになりうる。

植民地の主要な産物の一部を本国向けに事実上しばりつける一方、その見返

英国は、

高 りとして本国市場での優遇を与えてきた。方法は二つある。第一に、 関税を課すこと。 第二に、 植民地からの輸入に奨励金を付すことである。 同種 の他 国産品 前者によ

ては砂

糖

・たばこ・鉄が、

後者によっては生糸・麻および亜麻

・インディゴ

造

船

用

り方は、 の 資材 のではない。 (海軍需用品)・建築用材が優遇される。 私の知るかぎり、英国に特有である。これに対し、関税差による保護は特別な たとえばポルトガルは、 他国産のたばこに高関税をかけるだけでなく、 輸 入奨励金で植民地産を後押しするや

きわめて重 彐 1 61 罰則を設けて輸入そのものを禁じてい 口 ッ ؉ か らの輸入でも、 イングランドは他国より、 植民地をあまり厳

る

は 扱ってこなかった。

を返す制度を設け、 英国は、外国からの貨物を別の国 たいていは半分、多くの場合はそれ以上、ときには全額を返してき (第三国) へ再輸出する際、 払った輸入関税 の 部

た。

れ 重商主義がとりわけ重んじる中継貿易は成り立たないからである。

重い関税がついたままの貨物を受け入れる独立国はほとんどなく、この還付がなけ

ショ に 第四年法 ほうが安く手に入ったが、その名残は、 い」と定められた。この法律が施行される前には、多くの外国品は本国よりも植民地 と同様の払い戻し(還付)が行われていた。ところが、一七六三年のジョージ三 らず、一七六三年までは、 国で課した関税の負担を、 ついては、 とはいえ、 ンへ輸出する場合、 (第十五章) により、 英領植民地は独立国ではない。 欧州または東インドの産物を本国からアメリカの英領植民地やプランテ ワイン・白キャラコ・モスリンを除き、 多くの外国品について、植民地向けの再輸出にも独立国 そのまま植民地に負わせることもできたはずだ。 この優遇は大きく縮小され、「旧補助金と呼ばれ いまなお一部に残っているかもしれ 欧州産品の供給を独占していた英国は、 払い戻しは一切認めな にも 世治 る関 こであ か 向 か 本 の 1 ゖ わ

州産品の供給を独占させ、さらに本国内での商売と競合しない範囲に限って植民地の余 地や本国の利益ではなく、商人自身の利害であったとしても不思議ではない。商 たことを忘れてはならない。 民地貿易に関する多くの規制は、 したがって、 その取引の当事者である商人が主な助言者 それらの規制の多くで優先されたのが、 人に欧 植 民

圧迫し、 言わ じ 輸入した際に納めた関税の多くを還付すると、 売できる。 向 ましい。 の外国品を安く仕入れられ、 であった。 € √ 有利な条件で植民地 関税還付を認めた措置は、 け再輸出に対するドローバックは、 れてい 加 えて、 本国の製造業にも不利をもたらすことがある。 しかし、 商人にとっては、 植民地にとっても、 欧州 それは、 および東インドの産品 へ運ばれた外国製品は、 しば 同じ数量なら利幅をより大きく、 輸入時に前払いした関税の還付が大きいほど、 重 しば本国 品物をできるだけ安く、 |商主義の基準から見ても、 英国のリネン工業の発展をかなり遅らせたと広 の利害とは一致しない。 を植民地 歳入が減る。 植民地の市場で価格の面 向 けに再輸出する際、 実際、 しかも潤沢に入手できるのは 本国 さらに、 ドイツ産リネンの植 本国 同じ利幅ならより多く の 利益を商 は、 ۴ 独立国· から本国 そのような品 口 ーバ 『人に譲る 植民地 ッ 向 |製品 クに るも !けと同 民地 向 を ょ 望 販 ゖ

剰産物を買い上げる特権を認めたのは、

植民

地

の利益を商

人の利益に差し出したに等

て見れば、 っとも、 英国 その不寛容さや圧迫の程度は他のどの国よりも小さかった。 の植民地貿易政策も他国と同様に重 一商主義に基づい てい たが、 全体と

対外貿易のことを除けば、 イギリス領の植民地の人びとは、 本国の市民とほぼ同じよ

ため、 課した税を集める徴収官を任命し、その者に議会へ直接の責任を負わせた。 意にとどまり、 議会を買収する手だてが少なく、 院ほど代表の配分が均等ではなかったが、それにかなり近かった。 州内の軍文の役人に恨まれるのを恐れる理由はなかった。植民地議会は、イギリスの下 ネティカットとロードアイランドでは議会が総督を選び、 に至る前には、 61 命ではなく住民代表の選挙で選ばれた。どのイギリス領植民地にも世襲貴族はなく、 の評議会も世襲の貴族で成っておらず、ニューイングランドの三つの政府では、 るための税を決める権利は自分たちだけの権利だと考え、 自由は、 うに、「自分たちのやり方で自分たちのことを運営する」 家柄の子孫が、 法を守るかぎり、 議会は一般に有権者の意向に強く動かされた。イギリスの貴族院にあたる植 住民の代表からなる議会によって守られていた。 植民地の議会は、 人びとをわずらわせるような特別の特権は持たなかった。 同じ才能と財産を持つ新参者より敬われることはあっても、 身分の低い入植者でも、たとえ評判の悪い者であっても、 また本国の支援を得るのに買収をする必要もなか 法律を作るだけでなく、 自由を広く持っていた。 他の植民地でも、 行政の一 その力は行政の 議会は、 しかも、 植民地政 部も担っていた。 近ごろの騒動 権限をおさえ 要するに、 議会が自ら 行政側 府 それは敬 を維 王の任 その 民地 った には 古 古 コ す

第七章

11

つ

たが、

スペインやポルトガルに比べれば、より合法的で、より自由であったからであ

も首都の 制 性格を形づくるその政府 与えた政 は、 本 大帝国の最果ての属州よりも、 か とも抑えるからである。 を圧迫したりする利害も傾向もほとんどなく、 るがゆえに、 れ に安全に行いうる。 が グランドの三植民地 ·国に比べると植 これに反して、 ば 行 おそらく歴史上はじめて、 われ、 のほうが自由が多い。 体であっ つ ね に しばしば並はずれて苛烈に用いられた。一般に専制のもとでは、 しかもその体制が下級官吏に通例として与える広い に穏やか スペイ た。 民地社会の平等はより徹底しており、 ところが、 で節度があった。 しでは、 もっとも、 他方、 · の性質にもかなっている。英国に比べれば恣意的で苛烈では 君主その人には、 ポ ζ) なお遠い。それにもかかわらず、 ルトガ 僻遠の地では民の訴えが君主に届きにくく、 かくも遠隔 っそう共和的であった。 アメリカにある欧州の植民地は、 フランス植民地 ル これはフランス国民の性格にも、 の地の住民に、 フラン 首都ではその臨在 正義の秩序をねじ曲げたり、 の行政 スの植民地では、 は、 気風も統治も、 ほとんど完全といえる安全を スペインやポ 英領植民地の統治だけ 裁量が、 が下級官吏を多少な かつて知られたどの 本国 と同 ことにニュ 遠く離 また各 ル 大多数 専横 じ 1 地方よ ガ 種 は れ 類 ル は の民 民 に の専 て あ 比 る ŋ ŋ

る。

さらに重要なのは、 った。 より良い方向へと自然に向かわせていたことである。 を受けていたが、英領では砂糖の精製が抑えられ、仏領ではそれが妨げられなかった。 とも並び、時にはこれを上回った。英領の砂糖植民地も北米とほぼ同じ型の自由な統治 もっとも、 一方で、 イギリスの政策の強みが最もはっきり表れたのは、 フランスの砂糖植民地の成長は、 仏領の統治のあり方が、黒人奴隷の人びとの扱いを、 イギリスの多くの砂糖植民地に少なく 北米植民地の発展であ 相対的に見て

奴隷 Ŕ され、しかも現在の方法では栽培のほとんどが手仕事である(ただし、条播用のすき 合に成果が家畜の管理に左右されるのと同じく、 〈ドリル・プラウ〉を導入すれば大きな利点があるという見方が広い)。牛や馬で耕す場 で育った欧州人は、西インドの灼熱の下で土を掘る作業には耐えられないと当時は見な 欧 その執行は、統治が全面的に自由な植民地より、権力にある程度の裁量が認められ るというのが通説である。主人の暴力から奴隷をわずかでも守る法律があるとして ;の管理次第で決まる。この点では、フランス人のプランターはイギリス人より優れ 州の植民地では、 サトウキビ栽培は一貫して黒人奴隷の労働に依存してきた。 奴隷労働による耕作の収益 も成功も、 温帯 ましになりやすい。

これは、

昔から世界の歴史が示している。

口

ーマの歴史でも、

は、 益 やかな扱いを促す。 役人が個人の 守ることはいっそう難しくなるのである。これに対して、 うるのである。 えることははるかにたやすく、 はその介入に極めて慎重にならざるを得ない。主人への配慮が大きくなるほど、 n る レトル・ド・ 植民 重の意味で有用性を高 民地議会の議員であったり、 ば、 奴 主人の目に映る奴隷の価値を損ないにくくし、そのぶん、いっそう進んで配慮と穏 隷 の 誠実さや愛着といった、 地のほうが行いやすい。 主人の私有財産 の境遇は、 財産の管理にまで介入するのがふつうであり、気に入らなければ国王 カシェ)を送りつけることさえある。 自由 穏やかな扱 の政治体制のもとよりも専制の政治体制のもとで、 の管理に少なからず介入することになる。 . ! める。 常識的な人情もそれを後押ししている。 自由使用人にしばしば備わる徳を、 こうして境遇は自由使用人にいくぶん近づき、 いは奴隷を、より忠実で、 その有権者であったりすることも少なくないため、 奴隷制があるどの国でも、 そのため、 かつ理解力のある働き手に 統治がかなり恣意的な国では、 役人が奴隷を保護しようとす 奴隷に一 自由な国では、 ある程度は身につけ 役人による保護 比べるとより 定の保護を与 主人 奴 主人が への利 役人 親

その 植 に頼っていたわけではない。すなわち、英領の繁栄は本国の余剰の富に大いに支えられ 少しずつ蓄え、 代である。 とりわけ当時の奴隷労働の管理の巧みさに最も明確に表れた。 れた経営に負うものであり、 の 人は奴隷を守ったり、まして主人を罰したりできるほどの権限を持っていなかった。 のすべての奴隷を、 た奴隷を魚の餌にするため切り刻めと命じたとき、 のむごい仕打ちから奴隷を守るために役人が介入する例が、 !民地では、改良のための資本の多くが本国から送られ、 積み重ねから、 以上が、 フランスの砂糖植民地、とりわけサン=ドマングの開発資本は、現地での改良や耕作 部が植民地へ流れ込んだと言える。 ウェディウス・ポッリオがアウグストゥスの目の前で、 再投資して生産を広げていったのである。 ッパ ほぼ自力で形づくられた。 ただちに解放するよう命じた。これに対し、 の国々における植民地政策の概要である。 その点で英領を上回っていたと考えられる。 他方、 土地と労働から得た収益を、 仏領の繁栄は、 皇帝は怒り、 現地の土地と労働の収益だけ これに対し、 初めて現れるのは皇帝の時 共和政のもとでは、 その奴隷だけでなく彼 もっぱら入植者のすぐ ささいな過失を犯 イギリスの砂糖 その優位は 堅実な経営で

したがって、

ヨーロ

ッパの政策は、

アメリカの植民地がつくられた当初にも、

ヨーロ

内 政に これらの植民地の創設計 すなわち、 限っていえばその後の繁栄の時期でさえ、 金や銀を追い 画 求める愚かな熱中と、 を動 かし、 その進む道筋を決めたのは、 誇れる点はごくわずかにすぎな ヨー 口 ッパ 人に少しの害も与えず、 愚行と不正であ

地を、 かも最初に来た冒険者たちをこの上なく親切に迎えもてなした、 欲深く自分のものにしようとする不正である。 害のない人びとの土

夢 動 機 のような計 があっても、 後から成立したいくつかの植民地を開いた冒険者たちは、 画 に、 それは欧州の政策にとって大きな名誉とは言えない。 より理に か なった称賛できる動機も付け加えた。 金や銀を探すという L か そうした

本国で押さえつけられたイングランドの清教徒は自由を求めてアメリカへ渡り、

ニュ

財 ッ 産を取り上げられてブラジル クはメリーランドを、 イングランドに四つの政府をつくった。さらに、いっそうひどい扱いを受けたカ クエー へ追放されたポ カー派はペンシルベニアを開いた。 ル } ガ ル 系のユダヤ人は、 異端審問で迫害され その植! 民 / トリ 地

勉 は 荒地を耕地へと変えたのは、 じめの住民の多くを占めてい の気風をもたらし、 砂糖きびの栽培を教えた。 ヨーロ ・た流刑 ッパの政府の知恵や政策ではなく、 囚や娼婦たちに、 要するに、 自ら手本を示しつつ、秩序と勤 アメリカに人を呼び寄せ、 むしろヨー ッ

パの混乱と不正義であった。

陸 要な植民地の設立に際し、 政府の支援はほとんどなかった。 その委任を受けた一人の大胆な冒険者が、のちに権限を与えたことを悔いて総督が 大まかな許可は出ていたが、 したにもかかわらず、 コ !のほかの多くのスペイン植民地の征服も同様である。 の こうして植民地ができ、本国の目にとまるほどの規模になると、本国がまず行ったの これらの最重要拠点が築かれる過程でも、 征服 は、 スペインの評議会の発案ではなく、 計画を押し通して成し遂げた。チリやペルー、さらにアメリカ大 実行の段階で政府の関与は小さかったのである。 実行はすべて冒険者が自らの危険と費用で行い、 イングランドについても同じで、 ヨー キュ 口 ッパ諸政府の功績は乏しい。 1 国王の名のもとに開 バ 総督の構想であった。そして、 北米のいくつか 拓 スペ 征 メキシ が妨害 ~の重 イン 丽 の

が、 ろか、 は、 ランドでさえ、 て自国 \exists 通商を自国の独占にすることだった。 1 むしろそれを冷やし、 の市場を広げようとしたのである。 口 ッパ 他よりも不寛容さと圧迫がいくぶん弱かったにすぎない。 諸国の植民地政策の本質的な違いである。 押さえつける方向に働いた。 つまり、 結果として、 植民地の市場を狭め、 この独占のやり方の違いこそ なかでも最良とされるイング その規制は繁栄を進めるどこ その犠牲 によ

み、 って言えば、 て実際に生み出した政策をもつ地域は、 を築けるだけの人材を生み出したのである。しかも、そのような人々を生み得た、 の政策は、 の か。役立った点は一つだけだが、その一点ではきわめて大きかった。 進取果敢な創設者たちの教養と大望を、 英雄と呼ぶにふさわしい人々を育て上げ、偉業をなし、 最大で最重要な幾つかの植民地でさえ、それ以外の点では、 世界のほかに例がない。 欧州の政策に負っている。 植民地は、 大いなる帝国の土台 だが すなわち、 ほとんど何も 内政に 行動力に富 そし かぎ 欧 州

では、

欧州の政策は、

アメリカの植民地の創設と今日の繁栄に、どのように役立った

欧州の政策に負ってはいない。